

春の全国交通安全運動の実施

「令和8年春の全国交通安全運動」が実施されます。

第1 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期間等

- 1 令和8年4月6日(月) から4月15日(水)までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(金)

第3 主唱

熊本県交通安全推進連盟

第4 運動重点

- 1 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
 - (1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保
 - (2) 歩行者の交通ルールの理解・遵守の徹底
- 2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
 - (1) 「ながらスマホ」の根絶
 - (2) 運転者の歩行者優先意識等の徹底
 - (3) 飲酒運転の根絶
 - (4) 妨害運転等の防止対策
 - (5) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
 - (6) 高齢運転者の交通事故防止対策
 - (7) 外国人運転者の交通事故防止対策
 - (8) 二輪車運転者に対する広報啓発
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
 - (1) 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守と新たなルールの周知
 - (2) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保対策
 - (3) 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメット着用促進



交通事故防止チラシデータのQRコード



自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



ミニ広報誌

発行

人吉警察署

人吉警察署
管内事件・事故発生状況
(令和7年
11月末時点)

○刑法犯認知件数
146件
内訳)
窃盗 71件
傷害・暴行 27件
詐欺 10件
○人身事故
32件

